

○田川地区清掃施設組合事務局設置条例施行規則

昭和 58 年 8 月 1 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合事務局設置条例(昭和 58 年条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の所在)

第 2 条 田川地区清掃施設組合事務局(以下「事務局」という。)は、田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)内に置く。

(組織)

第 3 条 事務局に次の課を置き、その事務分掌は別表のとおりとする。

施設管理課

(職員)

第 4 条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 課長

(3) 係長

2 前項に定めるもののほか、事務局に所要の職員を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 一 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 2 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年規則第 2 号)

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 2 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

課	係	分掌事務
施設管理課	総務管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の招集及び議案に関すること。 (2) 財産の取得及び処分に関すること。 (3) 監査に関すること。 (4) 公平委員会に関すること。 (5) 条例、規則その他法制に関すること。 (6) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。 (7) 出納及び記録管理に関すること。 (8) 資金計画及び資金の保管運用に関すること。 (9) 人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。 (10) 公印の保管に関すること。 (11) 施設運営協議会及び正副組合長会議に関すること。 (12) 審査請求に関すること。 (13) 情報公開・個人情報保護の取扱いに関すること。 (14) 他の係の所管に属しない事務に関すること。
	田川市川崎町清掃センター(ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみ処理施設及びごみ最終処分場の維持管理に関すること。 (2) 施設に係る財産管理に関すること。 (3) 業務報告書等諸統計に関すること。 (4) ごみ搬入の許可又は制限調整に関すること。